

加盟団体地域連合会規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下「連盟」という。）定款第 4 3 条に規定する加盟団体（以下「地連」という。）が、運営の円滑化を図るとともに、連盟の事業に協力し、もって弓道の発展を期するため地域社会に連合して設ける地域連合会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域連合会の構成)

第 2 条 地域連合会の構成は、次の表に掲げるとおりとする。

地域別	構成地連名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨
北信越	新潟、長野、富山、石川、福井
東海	静岡、愛知、岐阜、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	香川、徳島、高知、愛媛
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(地域連合会の届け出)

第 3 条 地域連合会は、その名称、規約、役員等の変更、その他重要な事項について、その内容を明らかにして連盟に届け出なければならない。

(助成金の交付)

第 4 条 連盟は、地域連合会が行う事業の発展を図るため、予算の範囲において助成金を交付するものとする。

2 助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、地域連合競技大会、地域連合講習会及びその他が適当と認める事業とする。

(助成金交付申請書)

第 5 条 地域連合会は、前条の規定により助成金の交付を受けようとするときは、様式 1 に定める助成金交付申請書を前年度の 2 月末日までに、連盟会長に提出しなければならない。

(助成金の交付の決定)

第 6 条 連盟会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容が適正であるかどうか調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付額を決定し、これを当該地域連合会に通知するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、交付についての条件を付することがある。

(助成事業実績報告書)

第 7 条 地域連合会は、当該事業が完了したときは、様式 2 に定める助成事業実績報告書により、連盟会長に報告しなければならない。

(返還命令等)

第 8 条 連盟会長は助成金の交付額が、助成事業に係わる経費の支出額をこえているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 地域連合会は、助成事業に係わる会計書類を完備して置かねばならない。

(補 則)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て連盟会長が別に定める。

附 則

- 1 昭和45年11月1日 制定
- 2 昭和53年9月20日 改訂
- 3 昭和53年9月20日 施行
- 4 地域別加盟団体助成金交付暫定要項（昭和45年6月25日制定。次項において「旧要項」という。）は廃止する。
- 5 旧要項の規定に基づきなされた助成金に係わる申請書の提出又は交付の通知等は、この規程の規定に基づいてなされたものとみなす。
- 6 平成23年11月1日 改訂（団体名称、定款引用条数及び地域連合会構成地連）
- 7 平成26年6月18日 改訂（定款引用条数）

[参 考]

助成金・交付金等に関する事項（抜粋）

- 1 地域別連合会助成金
加盟団体地域連合会（以下「連合会」）9ブロックに、1ブロック毎の所属地連分担金の合計額に30%を乗じた額に均等額10万円（九州ブロックのみ20万円）を加算した額を助成する。
- 2 女子大会助成金
東・中・西部の3地区にて開催される女子大会に、各地区30万円を助成する。
- 5 ジュニア助成金
連合会において開催されるジュニア振興事業に対し構成する地連数あたり10万円を助成する。ただし、北海道、東京における旧地区は地連とみなす。

附 則

- 1 平成23年11月1日 改訂（字句、交付金対象講習会・研修会、審査交付金、ジュニア助成金）
- 2 全国高等学校弓道選抜大会・都道府県予選会に対する助成金は平成21年度をもって廃止する。